

# 農業委員会だより

令和3年12月 第62号(年2回発行) 編集・発行:板橋区農業委員会 電話 3938-5114



区民農園の収穫の様子



赤塚支所前の宝船の様子

## いたばし野菜秋のマルシェを開催

11月13日（土）・14日（日）に区内農業振興イベントとして「いたばし野菜秋のマルシェ」が赤塚支所で開催されました。

板橋区では、例年、「板橋農業まつり」を開催していますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、昨年に引き続き、残念ながら今年も中止となりました。その中で、代替イベントとして「いたばし野菜秋のマルシェ」を開催しました。

13日（土）は、区内産農産物を始めとした販売のほか、農業まつり恒例の「野菜宝船」の展示、区内農家が丹精込めて育てた農産物などの展示会、大根・人参収穫体験などが実施されました。

赤塚支所1階ギャラリーでは、区内産の採れたて新鮮な農産物を求めて、午前10時前から行列ができていました。販売開始から1時間足らずで完売となるなど、会場は大盛況でした。

農業体験農園では、中学生以下の子どもを対象に、「大根・人参収穫体験」を開催しました。参加した子どもたちは、泥だらけになりながら一生懸命に引っこ抜きを体験しました。

区内産農産物展示会及び野菜宝船に提供された農産物は、JA東京あおばから板橋区社会福祉協議会に寄贈され、コロナ禍で食の支援が必要なひとり親世帯、子育て世帯などへ配布されました。



マルシェの様子



共進会の会場

### 令和3年度共進会 入賞者一覧

#### 【蔬菜の部】

区長特別賞	ダイコン	田中	光子	様
区長賞	ダイコン	田中	将浩	様
	ダイコン	木村	繁夫	様
	ブロッコリー	田中	光子	様
	ニンジン	會田	幸夫	様
	キュウリ	田中	将浩	様
	サトイモ	小原	美津子	様

#### 【果樹の部】

区長特別賞	カキ(太秋)	榎本	藤二	様
区長賞	レモン	榎本	勇	様
	カキ(次郎)	安井	芳一	様

#### 【園芸の部】

区長特別賞	楓	杉田	秀昭	様
区長賞	老鴉柿	杉田	秀昭	様
	ガーデンクラムMX	松澤	智昭	様

#### 【志村みの早生大根の部】

区長特別賞	會田	幸夫	様
区長賞	田中	耕太郎	様

○各部門の区長特別賞、区長賞受賞者を掲載

## 農地利用状況調査について

農業委員会では、農地法第 30 条の規定により、毎年 1 回、農地利用状況調査を行っています。今年度は 10 月 28 日（木）に、区内すべての生産緑地の利用状況を調査しました。ほとんどの農地が良好に肥培管理されており、各農家の日々の努力と、生産意識の高さがかがわれました。しかし、一部で管理が不十分な農地や生産緑地の標識が生け垣などで隠れている事例もありました。今後寒さも本格化しますが、引き続き良好な肥培管理をお願いします。

肥培管理が適正になされていない生産緑地については、農業委員会で指導を行っています。

適正に肥培管理がなされていない場合、相続税納税猶予制度の適用が打ち切りになる可能性がありますので、日々の適正な農地の管理をお願いいたします。



肥培管理が良好な農地

## 特定生産緑地の指定状況について

特定生産緑地制度は、生産緑地の指定告示から 30 年を経過する日が近く到来することとなる生産緑地について、生産緑地の所有者等の意向を基に、板橋区が特定生産緑地として指定できる制度です。

特定生産緑地に指定すると、買取り申出のできる時期が 10 年延期されるとともに、生産緑地で適用を受けていた税制優遇等の措置が継続されます。



特定生産緑地に指定された生産緑地

### 特定生産緑地の指定状況（令和 3 年 12 月 15 日時点）

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| *平成 4 年と平成 5 年に指定した生産緑地 | 5 1 地区（約 7. 5 3 ha）   |
| *既に特定生産緑地に指定された生産緑地     | 約 4 4 地区（約 6. 3 9 ha） |
| *特定生産緑地の指定を受けていない生産緑地   | 約 7 地区（約 1. 1 4 ha）   |

## 赤塚支所 都市農業係の取組

赤塚支所都市農業係は、令和3年度の取組として、区内農業者のご協力のもと、農業体験農園でキャベツやブロッコリーなどを栽培・収穫し、子ども食堂へ食材提供を行いました。



左の写真

収穫の様子

右の写真

子ども食堂へ提供した野菜

## 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

相続や共有持分の放棄、法人の合併等により農地の権利を取得した場合は、農地法第3条の届出が必要です。権利を取得した日から10か月以内に農業委員会にお届けください。

また、権利を取得した農地（生産緑地以外）を転用する場合は、農地法第4条、または農地法第5条の届出が必要です。届出が受理されると転用ができるようになります。

※ 転用とは、農地を農地以外（建物を建てる、駐車場にするなど）に利用することです。

## 板橋区認定農業者制度について

板橋区では、区内農業を収益性の高い産業へ発展させようとする、意欲ある農業者を支援することを目的とした認定農業者制度を令和元年8月に創設しました。認定農業者については、区内の農業振興における牽引役と位置付け、積極的に区が支援していきます。

### 【支援施策】都市農業経営力強化事業（補助金）

認定農業者が施設整備等（ハウス設置等）をする際に経費の一部を東京都と板橋区が補助します。

対象者：認定農業者

補助率※1：東京都1/2、板橋区1/4

補助対象経費総額※2：上限2,000万円、下限200万円

※1 補助対象経費総額に対する割合

※2 板橋区の場合

農業者年金に加入  
しませんか？  
積立方式の農業者の  
ためだけの公的年金  
です。お申し込みは  
JAまで！

